

議案第9号

飯能市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同条第6項を削る。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設置する道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設置する道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設置するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設置する道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設置するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、

同条第2項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月28日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市道路の構造の技術的基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前								
(車線等)	(車線等)								
<p>第4条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「施行規則」という。)第2条に規定する部分は除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭^{さく}窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p>	<p>第4条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「施行規則」という。)第2条に規定する部分は除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭^{さく}窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>6 <u>第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、次の表の自転車車線(一縦列の自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分をいう。)</u>の幅員の欄に掲げる幅員の自転車車線を設けることができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">自転車車線の幅員(単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第3種</td> <td style="text-align: center;">第2級</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3級</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		自転車車線の幅員(単位 メートル)	第3種	第2級	1.5	第3級	
区分		自転車車線の幅員(単位 メートル)							
第3種	第2級	1.5							
	第3級								

(副道)

第6条 省略

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量

が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形

	第4級	
第4種	第1級	1.5
	第2級	
	第3級	

(副道)

第6条 省略

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 省略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 省略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道

通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 省略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 省略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)～(2) 省略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築

路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 省略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 省略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)～(2) 省略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築

を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

参考

道路構造令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年四月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百五十七号

道路構造令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第三号までの規定中「さく」を「柵」に改め、同条第七号中「勾配」を「勾配」に改め、同条第二十三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く）」を加え、「見とおす」を「見通す」に改め、同条第二十四号とし、同条第二十二号を第二十三号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「さく」を「柵」に改め、同条を同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第五条第一項中「停車帯」の下に「自転車通行帯」を加え、同条第五項中「車道」の下に「自転車通行帯を除く。」を加える。

第七条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

（自転車通行帯）
第九条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を除く。）及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
第十条第一項中「又は第四種の道路」を「第四級及び第五級を除く。次項において同じ。」又は第四種（第三級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改め、同条第二項中「道路」を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改める。

第十条の二第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。
第十一条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。
第三十条第二号中「見とおす」を「見通す」に改め、同条第三号中「車道」の下に「自転車通行帯を除く。」を加える。

第三十七条中「第十一項、第九条第一項」の下に「第十條第一項及び第二項」を加え、「同項」を「第十條第一項中「第三級」とあるのは「第三級及び第四級」と、第十一條第一項」に改める。
第三十八条中「第九条の二」を「第九条の二第三項、第九条の三」に改める。
第四十一条第二項中「同項」を「第十條第一項中「第三級」とあるのは「第三級及び第四級」と、第十一條第一項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の一般国道については、この政令による改正後の道路構造令第九条の二並びに第十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三